

厚生労働省 「令和6年度雇用均等基本調査」結果を公表

厚生労働省は、7月30日、「令和6年度雇用均等基本調査」の結果を取りまとめて公表しました。

「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しています。令和6年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職等に占める女性割合や、育児休業制度の利用状況などについて、令和6年10月1日現在の状況を調査しました。

なお、詳しくは、厚生労働省HPで<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r06/06.pdf>

【企業調査 結果のポイント】**■女性管理職等を有する企業割合**

係長相当職以上の女性管理職等を有する企業割合を役職別にみると、部長相当職ありの企業は、14.6%（令和5年度12.1%）、課長相当職ありの企業は22.5%（同21.5%）、係長相当職ありの企業は、24.8%（同23.9%）となっている。

■管理職等に占める女性の割合

管理職等に占める女性の割合は、部長相当職では8.7%（令和5年度7.9%）、課長相当職では12.3%（同12.0%）、係長相当職では21.1%（同19.5%）となっている。

【事業所調査 結果のポイント】**■育児休業取得者の割合（P15）**

女性：86.6%（令和5年度84.1%）

男性：40.5%（同30.1%）

※令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性（男性の場合は配偶者が出産した男性）のうち、令和6年10月1日までに育児休業（産後/パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合。

**令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について
～ 目安はAランク63円、Bランク63円、Cランク64円～**

8月4日に開催された第71回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ即日公表されました。

【答申のポイント・・・ランクごとの目安】

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円。

注 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示しています。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっています。

（参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

※ランクごとの加重平均は、Aランク5.6%、Bランク6.3%、Cランク6.7%

この答申は、今年の7月11日に開催された第70回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、7回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会に提示するものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,118円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は63円（昨年度は51円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると6.0%（昨年度は5.1%）となります。